

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収分割に係る事前開示事項)

2023 年 11 月 6 日

エン・ジャパン株式会社

エン・ジャパン株式会社(以下「当会社」といいます。 )及びフリー株式会社株式会社は、フリー株式会社を吸収分割承継会社、当会社を吸収分割会社とする吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。 )に係る吸収分割契約書を 2023 年 10 月 27 日付けで締結しました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

#### 事前開示事項

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 をご参照下さい。

2. 分割対価の相当性に関する事項

フリー株式会社は、本吸収分割により承継する権利義務の対価(以下「本分割対価」といいます。 )として、当会社に対して金 940,000,000 円を交付いたします。

当会社は、フリー株式会社との間で慎重に協議を行い、フリー株式会社が当会社に対して交付する本分割対価の額を金 940,000,000 円とすることが相当であると判断いたしました。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社であるフリー株式会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社である当会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
- ア 期末配当  
当社は、2023年6月28日を効力発生日として、1株当たり70円10銭（総額3,143,596,016円）の剰余金配当を行いました。
- イ 新株予約権の発行  
当社は、2023年7月13日に、当社使用人87名に対して、2,496個の新株予約権（エン・ジャパン株式会社第10回新株予約権）を割り当てました。
- ウ 特別調査委員会の設置及び調査報告書の受領並びに第23期有価証券報告書の提出  
当社は、当社連結海外子会社（中国現地法人）である英才網聯（北京）科技有限公司の総経理による不適切な行為の疑義（以下「本件」といいます。）が判明したことを受け、2023年5月23日、特別調査委員会を設置し、本件の事実関係の調査、本件に類似する案件の存否などについて調査を行い、同年7月24日に特別調査委員会より調査報告書を受領しました。これを受けて、当社は、同年7月31日に、第23期有価証券報告書を提出するとともに、2023年3月期決算短信の訂正を開示いたしました。
- エ 当社の連結子会社である英才網聯（北京）科技有限公司の持分の譲渡  
当社は、2006年7月に英才網聯（北京）科技有限公司（以下「同社」といいます。）に出資し、連結子会社化いたしました。当初は、中国マーケットにおいて建築・不動産業界向け求人情報サイト運営による中長期的な連結業績への寄与や、当社事業とのシナジーを想定しておりましたが、事業環境の変化に伴い海外事業につきましては中長期的に成長が著しいインドとベトナムにリソースを集中する戦略基本方針の変更により、同社持分の譲渡について検討を進めておりました。そして、2027年3月期を最終年度とする5か年の中期経営計画達成に向け更なる当社グループにおける経営資源の選択と集中を推進し、事業運営の安定化を図る事を目的に、当社は、2023年7月24日付で、当社が保有する同社持分を全て譲渡することを決議いたしました。この持分譲渡による、当社の連結業績への影響につきましては軽微です。
7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限

る。)の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は46,136百万円、負債の額は11,003百万円であり、資産の額が負債の額を大きく上回っています。そして、当社において、上記の日時から本書面作成日現在に至るまで、上記6で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、上記6で記載した事項を考慮しても、当社においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) フリー株式会社の債務の履行の見込みについて

フリー株式会社の2023年6月30日現在の貸借対照表における資産の額は41,428,118千円、負債の額は15,342,919千円であり、資産の額が負債の額を大きく上回っています。そして、フリー株式会社において、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、上記5で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、上記5で記載した事項を考慮しても、フリー株式会社においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。また、本吸収分割の効力発生日以後において、フリー株式会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後におけるフリー株式会社の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以 上

## 別紙1

### 吸収分割契約書

エン・ジャパン株式会社（以下「甲」という）およびフリー株式会社（以下「乙」という）は、甲の事業に関する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

甲は、吸収分割の方法により、甲の pasture 事業（別紙に定めるものとし、以下「本件事業」という）に関して甲が有する第4条に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。なお、甲は、第4条に定める権利義務以外の権利義務を乙に対して承継させ、又は乙に帰属させてはならない。

#### 第2条（商号および住所）

本吸収分割にかかる吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

- 1 吸収分割会社（甲） 商号：エン・ジャパン株式会社  
住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
- 2 吸収分割承継会社（乙） 商号：フリー株式会社  
住所：東京都品川区大崎一丁目2番2号

#### 第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2023年12月12日とする。ただし、必要に応じて、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第4条（承継する権利義務等）

1. 乙は、本吸収分割により、甲から別紙「承継権利義務明細」に掲げる資産、負債、雇用契約その他の権利義務を承継する（以下「承継対象権利義務」という）。
2. 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行したときは、乙に対してその全額を求償することができる。

#### 第5条（吸収分割の対価）

1. 乙は、本吸収分割により甲から承継する権利義務に代わる金銭等（以下「分割対価」という）として、甲に対し、効力発生日に、金940,000,000円を支払う。
2. 乙による前項の分割対価の支払いは、別途甲の指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。振込手数料は乙の負担とする。

#### 第6条（本契約の承認等）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ取締役会の決議を得るものとする。

#### 第7条（本契約の変更および解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたときまたは本契約の目的の達成が困難になったときは、甲および乙が協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

## 第8条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2023年10月27日

甲 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
エン・ジャパン株式会社  
代表取締役 鈴木 孝二

乙 東京都品川区大崎一丁目2番2号  
フリー株式会社  
代表取締役 佐々木 大輔

承継権利義務明細

本件事業に関して甲が有する次の資産、負債、契約その他の権利義務。

(本件事業の内容)

甲が営む pasture 事業

1. 資産

- 現金 140,000,000 円
- 売掛金
- 前払費用
- ソフトウェア
- 商標権

2. 負債

- 未払金
- 未払費用
- 預り金
- 前受金
- ただし、簿外債務、偶発債務及び潜在債務の一切は承継されない。(以下、「非承継債務」という)

3. 契約その他の権利義務

- 本件事業に関してユーザとの間で締結された契約に基づいて生じる一切の権利義務を承継する。
- 本件事業に属する一切の契約についての契約上の地位及びこれに基づいて生じる権利義務を承継する(ただし、非承継債務を除く)。
- 効力発生日において本件事業に主として従事する従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、すべて承継する(ただし、非承継債務を除く)。
- 本件事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、認定、登録等のうち、法令上承継可能なものはすべて承継する。

以上

## 事業報告 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、スモールビジネス（注1）向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAM（注2）について、合計で約1.2兆円（注3）と推計しております。一方、会計ソフトを利用している従業員1,000人未満の中小企業及び個人事業主のうちクラウド会計ソフトの普及率は34.3%に留まるなど（注4）、クラウドERP市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。当社グループは「スモールビジネスを、世界の主役に。」をミッションに掲げ、「だれもが自由に経営できる統合型経営プラットフォーム。」の実現を目指してサービスの開発及び提供をしております。

当連結会計年度においては、当社グループは、ミッションの実現に向けて、主要サービスである「freee会計」及び「freee人事労務」の機能改善に向けた開発投資を実施しました。また、販売管理業務を一元管理できる「freee販売」を新たにリリースしました。2023年10月から開始するインボイス制度に向けた施策として、インボイス制度に対応した請求書を無料で作成できる「freee請求書」をリリースしたほか、インボイス制度に対応したサービスの拡充を図るため、請求書の受取・仕訳・保管を自動化するサービス等を展開するsweep株式会社を完全子会社化しました。さらに、企業の情報システム部門向けのSaaSアカウント管理ツール「Bundle」を提供するWhy株式会社を完全子会社化いたしました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度末におけるプラットフォーム事業（注5）のARR（注6）は前連結会計年度末比36.7%増の20,579百万円、有料課金ユーザー企業数（注7）は同18.9%増の451,088件、ARPU（注8）は同15.0%増の45,622円、当連結会計年度における同事業の売上高は前連結会計年度末比37.4%増の19,219百万円、調整後営業損失（注9）は7,195百万円（前連結会計年度は2,343百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比33.7%増の19,219百万円、調整後営業損失は7,195百万円（前連結会計年度は2,250百万円）、営業損失は7,919百万円（同3,042百万円）、経常損失は7,982百万円（同3,085百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は12,338百万円（同11,609百万円）となりました。

#### プラットフォーム事業のARR、有料課金ユーザー企業数及びARPU推移

|                 | 2019年6月期末 | 2020年6月期末 | 2021年6月期末 | 2022年6月期末 | 2023年6月期末 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ARR (百万円)       | 5,273     | 7,898     | 11,268    | 15,057    | 20,579    |
| 有料課金ユーザー企業数 (件) | 160,132   | 224,106   | 293,296   | 379,404   | 451,088   |
| ARPU (円)        | 32,930    | 35,246    | 38,419    | 39,686    | 45,622    |



- (注) 1. 「スモールビジネス」とは、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人を指す
2. TAM: Total Addressable Marketの略称。当社グループが想定する最大の市場規模を意味する用語であり、当社グループが本書掲載日現在で営む事業に係る客観的な市場規模を示す目的で算出されたものではありません。スモールビジネス向けの会計ソフトと人事労務ソフトのTAMは、一定の前提の下、外部の統計資料や公表資料を基礎として、下記3.に記載の計算方法により、当社グループが推計したものであり、その正確性にはかかる統計資料や推計に固有の限界があるため、実際の市場規模はかかる推計値と異なる可能性があります
  3. 国内における当社グループの全潜在ユーザー企業において「freee会計」及び「freee人事労務」が導入された場合の全潜在ユーザー企業による年間支出総金額。全潜在ユーザー企業は、個人事業主と従業員が1,000名未満の法人の合計。〔「freee会計」及び「freee人事労務」の全潜在ユーザー企業数の従業員規模別法人数（国税庁2019年調査、総務省2016年6月経済センサス活動調査）×従業員規模別の「freee会計」及び「freee人事労務」の年間課金額〕+（従業員規模別の想定平均従業員数（総務省 2017年労働力調査）×1ID当たりの年間課金額）
  4. International Data Corporation (IDC) [Worldwide Public Cloud Services Spending Guide Software Add On: V2 2023]
  5. スモールビジネス向けに展開するクラウドERPの提供や金融サービス等から構成される事業。2022年6月期においては、当社グループの事業全体から、連結子会社である株式会社サイトビジット(現フリーサイン株式会社)が提供していた「資格スクエア」事業(2021年12月に売却)を除いたもの
  6. ARR: Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のMRR (Monthly Recurring Revenue) を12倍して算出。  
MRR: Monthly Recurring Revenueの略称。対象月の月末時点における継続課金ユーザー企業に係る月額料金の合計額（一時収益は含まない）
  7. 当社グループのサービスを利用する個人事業主と法人の双方を指す
  8. ARPU: Average Revenue Per Userの略称。1有料課金ユーザー企業当たりの平均単価。各四半期末時点における合計ARRを有料課金ユーザー企業数で除して算出
  9. 調整後営業利益＝営業利益＋株式報酬費用＋M&Aにより生じた無形資産の償却費用＋その他一時費用

## (2) 設備投資についての状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は2,238百万円であり、主な内容は本社オフィスの設備投資によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達等についての状況

当連結会計年度において、連結子会社の第三者割当増資によって1,000百万円の資金調達を行いました。

## (4) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はございません。

## (5) 対処すべき課題

### ① スモールビジネス向けクラウドERP市場の拡大

当社グループは、スモールビジネス向けのクラウド会計ソフトとクラウド人事労務ソフトのTAMについて、合計で約1.2兆円と推定（注）しております。一方、会計ソフトを利用している従業員1,000人未満の中小企業のうちクラウド会計ソフトの普及率は34.3%に留まるなど（注）、クラウドERP市場における普及率の上昇余地は大きく残されていると認識しております。

当社グループは、スモールビジネス向けクラウドERP市場におけるリーディングカンパニーとして、市場を引き続き牽引することが重要であると認識しております。

（注）前記「(1) 事業の経過及びその成果」を参照

### ② 持続可能な社会の実現と、そのための組織体制の整備

「freee会計」、「freee人事労務」をはじめとする各サービスの提供により、だれもが自由に自然体で経営できる環境をつくることで、ユーザーの皆様を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することが重要と考えております。また、当社グループが持続可能な組織であるために、多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。

上記をはじめとするサステナビリティ推進活動の詳細に関しては、当社グループのWebサイト内の「サステナビリティ」コーナーをご参照ください。

### ③ 情報管理体制の強化

当社グループは、提供するサービスに関連して多数のユーザー企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため、専任の情報セキュリティチームを設置しております。また情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。今後も社内教育・研修の実施のほか、システムの強化・整備を実施してまいります。

### ④ 新規事業の展開

現在、当社グループの収益の大半が「freee会計」や「freee人事労務」等のSaaSサービスから成り立っております。今後も継続的な事業成長の実現に向けて、既存サービスの伸長に加えて、金融サービスや取引プラットフォームにおける新規事業の展開を積極的に検討してまいります。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や顧客獲得活動等に積極的に投資を進めており、創業以来営業損失を計上しております。

当社グループの収益の中心であるSaaSビジネスは、サブスクリプション方式でユーザーに提供しており、継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。SaaSビジネスにおいては、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループにおいても、現在開発費用やユーザーの獲得費用等に先行投資を行う事業フェーズであるため、営業損失を計上しております。

一方で、SaaSビジネスにおいては、投資効率を計る指標として顧客生涯価値（LTV）（注1）と顧客獲得コスト（CAC）（注2）のバランス（LTV/CAC）が重要な指標となるため、当社グループではこれを最重要の指標として顧客獲得活動における投資判断をしてまいりました。当該指標を満たす場合に積極的に投資していくことが、中長期的に利益及びキャッシュ・フローの最大化に寄与するものと考えております。

今後も、投資効率指標であるLTV/CAC等に配慮しながら、サービス強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

- (注) 1. LTV：Life Time Valueの略称。顧客から契約期間（Life Time）を通じてもたらされる価値であり、契約期間×MRR×売上総利益率によって算出  
2. CAC：Customer Acquisition Costの略称。顧客の獲得に要するコストであり、セールス活動及びマーケティング活動に係る費用が該当

(6) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第8期<br>(2020年6月期) | 第9期<br>(2021年6月期) | 第10期<br>(2022年6月期) | 第11期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年6月期) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高                      | 6,895,240 千円      | 10,258,082 千円     | 14,380,373 千円      | 19,219,994 千円                   |
| 経 常 損 失 (△)                | △2,938,129 千円     | △2,719,141 千円     | △3,085,882 千円      | △7,982,411 千円                   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)        | △2,972,985 千円     | △2,756,177 千円     | △11,609,024 千円     | △12,338,435 千円                  |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 (△) | △66.18 円          | △54.88 円          | △208.22 円          | △215.64 円                       |
| 総 資 産                      | 17,898,314 千円     | 55,286,315 千円     | 47,413,069 千円      | 42,786,885 千円                   |
| 純 資 産                      | 13,854,571 千円     | 46,871,624 千円     | 36,428,622 千円      | 27,059,061 千円                   |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 当社は2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。  
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                        | 第8期<br>(2020年6月期) | 第9期<br>(2021年6月期) | 第10期<br>(2022年6月期) | 第11期<br>(当事業年度)<br>(2023年6月期) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                      | 6,928,022 千円      | 10,300,835 千円     | 13,517,521 千円      | 18,209,878 千円                 |
| 経 常 損 失 (△)                | △2,852,149 千円     | △2,540,749 千円     | △1,666,202 千円      | △7,251,610 千円                 |
| 当 期 純 損 失 (△)              | △2,886,697 千円     | △2,884,333 千円     | △11,527,826 千円     | △12,324,481 千円                |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 (△) | △64.26 円          | △57.43 円          | △206.76 円          | △215.40 円                     |
| 総 資 産                      | 18,078,095 千円     | 53,896,327 千円     | 46,480,433 千円      | 41,428,118 千円                 |
| 純 資 産                      | 14,027,110 千円     | 46,916,007 千円     | 36,506,510 千円      | 26,085,198 千円                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 当社は2019年9月25日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失を算定しております。  
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

| 事業             | 主要製品   |
|----------------|--|
| プラットフォームサービス事業 | ・ freee会計<br>・ freee人事労務<br>・ freee販売<br>・ freee申告<br>・ freeeサイン<br>・ freeeカード Unlimited |

(8) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

| 名称   | 所在地        |
|------|------------|
| 本社   | 東京都 品川区    |
| 関西支社 | 大阪府 大阪市都島区 |

(9) 従業員の状況 (2023年6月30日現在)

| 従業員数    | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 1,299 名 | 383 名増      |

(10) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当する事項はございません。

## 2. 株式に関する事項 (2023年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 164,818,764株  
 (2) 発行済株式の総数 57,875,116株  
 (3) 株 主 数 8,931名  
 (4) 大 株 主

| 株 主 名   | 持 株 数    | 持株比率    |
|---|----------|---------|
| 佐々木 大輔  | 11,054千株 | 19.11 % |
| MSIP CLIENT SECURITIES                                | 6,244    | 10.79   |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG                              | 4,155    | 7.18    |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES                              | 2,945    | 5.09    |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                               | 2,437    | 4.21    |
| 株式会社リクルート   | 2,277    | 3.94    |
| 横路 隆  | 2,042    | 3.53    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 1,586    | 2.74    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON<br>140051                 | 1,197    | 2.07    |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>COMPANY 505303         | 1,070    | 1.85    |

(注) 持株比率は自己株式(12,512株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

|                          | 株 式 数    | 交付を受けた者の人数 |
|--------------------------|----------|------------|
| 取締役<br>(監査等委員及び社外取締役を除く) | 11,835 株 | 3 名        |
| 社外取締役<br>(監査等委員を除く)      | -        | -          |
| 取締役<br>(監査等委員)           | 3,000    | 3          |

### 3. 新株予約権等に関する事項 (2023年6月30日現在)

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名 称                           | 第14回新株予約権                  | 第15回新株予約権                    |
|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 保有人数                          |                            |                              |
| 取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)          | 0名                         | 1名                           |
| 社外取締役 (監査等委員を除く)<br>(社外役員に限る) | 0名                         | 0名                           |
| 取締役 (監査等委員)                   | 1名                         | 0名                           |
| 新株予約権の数                       | 5,000個                     | 19,600個                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数           | 当社普通株式 15,000株             | 当社普通株式 58,800株               |
| 新株予約権の払込金額                    | 無償                         | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額        | 1株当たり<br>505円              | 1株当たり<br>1円                  |
| 新株予約権の行使期間                    | 自 2021年2月5日<br>至 2029年2月4日 | 自 2019年9月29日<br>至 2027年9月28日 |
| 新株予約権の行使の条件                   | (注1)                       | (注1)                         |

| 名 称                           | 第16回新株予約権                  | 第17回新株予約権                    |
|-------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 保有人数                          |                            |                              |
| 取締役 (監査等委員及び社外役員を除く)          | 0名                         | 0名                           |
| 社外取締役 (監査等委員を除く)<br>(社外役員に限る) | 0名                         | 0名                           |
| 取締役 (監査等委員)                   | 1名                         | 1名                           |
| 新株予約権の数                       | 3,334個                     | 666個                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数           | 当社普通株式 10,002株             | 当社普通株式 1,998株                |
| 新株予約権の払込金額                    | 無償                         | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額        | 1株当たり<br>505円              | 1株当たり<br>1円                  |
| 新株予約権の行使期間                    | 自 2021年4月9日<br>至 2029年4月8日 | 自 2019年9月29日<br>至 2027年9月28日 |
| 新株予約権の行使の条件                   | (注1)                       | (注1)                         |

| 名 称                          | 第20回新株予約権                    | 第21回新株予約権                    |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 保有人数                         |                              |                              |
| 取締役（監査等委員及び社外役員を除く）          | 0名                           | 0名                           |
| 社外取締役（監査等委員を除く）<br>（社外役員に限る） | 0名                           | 0名                           |
| 取締役（監査等委員）                   | 1名                           | 1名                           |
| 新株予約権の数                      | 3,746個                       | 2,000個                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数          | 当社普通株式 11,238株               | 当社普通株式 6,000株                |
| 新株予約権の払込金額                   | 無償                           | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額       | 1株当たり<br>505円                | 1株当たり<br>1円                  |
| 新株予約権の行使期間                   | 自 2021年6月30日<br>至 2029年6月29日 | 自 2019年9月29日<br>至 2027年9月28日 |
| 新株予約権の行使の条件                  | (注1)                         | (注1)                         |

| 名 称                          | 第22回新株予約権                     |
|------------------------------|-------------------------------|
| 保有人数                         |                               |
| 取締役（監査等委員及び社外役員を除く）          | 3名                            |
| 社外取締役（監査等委員を除く）<br>（社外役員に限る） | 0名                            |
| 取締役（監査等委員）                   | 0名                            |
| 新株予約権の数                      | 12,213個                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数          | 当社普通株式 12,213株                |
| 新株予約権の払込金額                   | 1株当たり<br>30円                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額       | 1株当たり<br>8,240円               |
| 新株予約権の行使期間                   | 自 2022年10月1日<br>至 2028年10月29日 |
| 新株予約権の行使の条件                  | (注2) (注3)                     |

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。
3. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）に記載された売上高が以下に定める水準を全て満たしている場合に限り、新株予約権を行使することができる。



- (i) 2021年6月期において売上高が9,657百万円を超過した場合
  - (ii) 2022年6月期において売上高が13,000百万円を超過した場合
- なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
4. 2019年9月25日付で行った普通株式1株につき3株とする株式分割により「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

#### 4. 会社役員に関する事項（2023年6月30日現在）

##### (1) 取締役の状況

| 地 位                | 氏 名         | 担当及び重要な兼職の状況  |
|--------------------|-------------|---|
| 代表取締役              | 佐々木 大 輔     | CEO<br>国立大学法人 一橋大学 経営協議会委員<br>フリーサイン株式会社 取締役  |
| 取 締 役              | 東 後 澄 人     | CPO<br>ウェルスナビ株式会社 社外取締役   |
| 取 締 役              | 横 路 隆       | CTO   |
| 社外取締役              | ユミ ホサカ クラーク | OPN Holdings Co.,Ltd.<br>Chief Transformation Officer                                   |
| 社外取締役<br>(常勤監査等委員) | 内 藤 陽 子     | フリーファイナンスラボ株式会社 監査役<br>フリーサイン株式会社 監査役<br>公益社団法人日本監査役協会 監事                               |
| 社外取締役<br>(監査等委員)   | 川 合 純 一     | 株式会社ファーストリテイリング 執行役員  |
| 社外取締役<br>(監査等委員)   | 浅 田 慎 二     | One Capital株式会社 代表取締役CEO<br>株式会社スマレジ 社外取締役<br>projection-ai株式会社 代表取締役<br>スタリク株式会社 代表取締役 |

- (注) 1. 取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査の実効性を確保するため、監査等委員である内藤陽子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、取締役ユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である内藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### 1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は社外役員が過半を占める取締役会において、客観的な視点から議論を重ねたうえで、取締役の報酬の決定方針（以下「決定方針」という。）を決定しております。その概要は下記のとおりです。

#### 決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、外部機関による調査をもとに、日本国内外の当社と規模や業種・業態の類似する企業を対象に、報酬制度や報酬水準について、当社の現行制度や報酬水準と比較検討したうえで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）並びに株式報酬（業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）により構成しております。ただし、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）のみとし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。

#### 基本報酬

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬については、月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定しております。ただし、年間報酬総額の上限を年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分年額2,000万円以内）としております。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬については、月例の固定報酬とし、その職責及び経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役全員の協議により決定しております。ただし、年間報酬総額の上限を社外取締役分も含めて、年額2,000万円以内としております。

#### 業績連動報酬等並びに非金銭報酬

##### a. 業績連動型株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上に向けた取組や株主との一層の価値共有を進めることを目的として、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とするほか、業績連動条件（株価評価）を加えた業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度。以下「PSU」という。）を導入し、原則として、基本報酬及び次に定める譲渡制限付株式報酬とは別枠で設定しております。ただし、株主総会決議に従い、報酬総額の上限を年額6,000万円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける各役務提供期間に係る当社普通株式の総数は年12,000株以内としております。

PSUの内容は、各年の定時株主総会の日の属する月の翌月から3年間を評価期間（以下「評価期間」という。）とし、対象取締役に対して、評価期間における当社株式成長率と東証株価指数を構成する各銘柄との比較に応じて算定する数の当社普通株式を交付します。

当社は、原則として評価期間終了後、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分します。具体的な算定及び株式の発行又は処分は、当社の「パフォーマンス・シェア・ユニット付与規程」に基づき決定しております。また、適切な職務執行を促す目的で、評価期間内に重大な職務違反等があった場合には、受給権を喪失する旨の制度設計としております。

b. 譲渡制限付株式報酬制度

監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役を対象とし、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式等を交付し、原則として、基本報酬及び業績連動型株式報酬とは別枠で設定し、各年の定時株主総会後に、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、当社の「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき交付しております。ただし、株主総会決議に従い、以下の金額・数の範囲内の付与としなければならないこととしております。

① 監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役

報酬総額の上限を年額6,000万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年12,000株以内としております。

② 監査等委員である取締役

報酬総額の上限を年額1,500万円以内とし、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数を年3,000株以内としております。

譲渡制限付株式報酬は原則として毎年交付し、3年間の譲渡制限期間を定めます。対象取締役に重大な職務違反等があった場合、当社は、交付した株式を当然に無償で取得します。当社は、対象取締役が、譲渡制限付株式の払込期日から当該払込期日を含む期（以下「第1期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、譲渡制限付株式の払込期日から第1期の次の期（以下「第2期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、譲渡制限付株式の払込期日から第2期の次の期（以下「第3期」という。）に係る定時株主総会の終結の時まで、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあった場合には本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。）

c. その他の非金銭報酬等

ストックオプションその他の非金銭報酬を追加交付する場合は、改めて方針を取り決めます。

#### 決定方法

当社における個別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役の個別の報酬については、取締役会で個別の金額を開示した上で決議するものとし、取締役会に付議する当該議案については、事前に社外取締役に相談のうえ上程しなければならないこととしております。

監査等委員である取締役の個別の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していること並びに監査等委員会及び社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において年額1億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額6,000万円以内、業績連動型株報酬について年額6,000万円以内（合計年額1億2,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において社外取締役分も含めて年額2,000万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬について年額1,500万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

### 3. 取締役の報酬等の総額

|               | 人数 | 報酬等の総額    | 報酬等の種類別の総額 |         |          |
|---------------|----|-----------|------------|---------|----------|
|               |    |           | 基本報酬       | 業績連動報酬  | 非金銭報酬    |
|               |    |           |            | 業績連動型株式 | 譲渡制限付株式  |
| 取締役（監査等委員を除く） | 4名 | 76,888千円  | 55,560千円   | 6,960千円 | 14,368千円 |
| （うち、社外取締役）    | 1名 | 6,000千円   | 6,000千円    | - 千円    | - 千円     |
| 取締役（監査等委員）    | 3名 | 23,229千円  | 16,200千円   | - 千円    | 7,029千円  |
| （うち、社外取締役）    | 3名 | 23,229千円  | 16,200千円   | - 千円    | 7,029千円  |
| 合計            | 7名 | 100,118千円 | 71,760千円   | 6,960千円 | 21,398千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役並びに監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記「譲渡制限付株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
3. 業績連動報酬として、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、評価期間における当社株主総利回り（以下、「TSR」）と東証株価指数（以下、「TOPIX」）を構成する全銘柄にかかるTSRとの比較に応じて算出される業績目標達成度であり、当該業績指標を選定した理由は、当該報酬に市場の評価を反映し株主との利害共有度を高め、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを進めることができると判断したからであります。業績連動報酬等の額の算定方法は次のとおりです。
- ・交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合
  - ・基準交付株式数：当社取締役会において対象取締役の役員等に応じて決定
  - ・株式交付割合：
    - ① 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセント未満の場合：0%
    - ② 当社TSRがTOPIX全銘柄の50パーセント以上75パーセント未満の場合：50%
    - ③ 当社TSRがTOPIX全銘柄の75パーセント以上95パーセント未満の場合：100%
    - ④ 当社TSRがTOPIX全銘柄の95パーセント以上の場合：150%
- 本報酬は業績指標に係る評価期間を3年間、それぞれ2021年10月から2024年9月、2022年10月から2025年9月としておりますので、当事業年度における業績指標の実績はありません。上表中の「業績連動型株式」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分              | 氏 名         | 重要な兼職先  | 重要な兼職先と当社との関係   |
|------------------|-------------|---|---|
| 社外取締役            | ユミ ホサカ クラーク | OPN Holdings Co.,Ltd.<br>Chief Transformation Officer                                   | 重要な取引その他の関係はありません。  |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 内 藤 陽 子     | フリーファイナンスラボ株式会社 監査役<br>フリーサイン株式会社 監査役<br>公益社団法人日本監査役協会 監事                               | 社外取締役内藤陽子は、当社の子会社であるフリーファイナンスラボ株式会社及びフリーサイン株式会社の監査役であります。 |
|                  | 川 合 純 一     | 株式会社ファーストリテイリング<br>執行役員   | 重要な取引その他の関係はありません。  |
|                  | 浅 田 慎 二     | One Capital株式会社 代表取締役CEO<br>株式会社スマレジ 社外取締役<br>projection-ai株式会社 代表取締役<br>スタリク株式会社 代表取締役 | 重要な取引その他の関係はありません。  |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分              | 氏 名         | 出席状況   | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要   |
|------------------|-------------|--|---|
| 社外取締役            | ユミ ホサカ クラーク | 取締役会<br>(開催14回中14回)                          | 長年にわたるフィンテック業界における知識と経験に基づき経営戦略や投資、ガバナンス等について幅広い提言を積極的に行っています。              |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 内 藤 陽 子     | 取締役会<br>(開催14回中14回)<br>監査等委員会<br>(開催14回中14回) | 公認会計士としての高い専門性と豊富な経験に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。     |
|                  | 川 合 純 一     | 取締役会<br>(開催14回中14回)<br>監査等委員会<br>(開催14回中14回) | 長年にわたるインターネット業界における知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。 |
|                  | 浅 田 慎 二     | 取締役会<br>(開催14回中14回)<br>監査等委員会<br>(開催14回中14回) | 長年にわたるSaaS業界における豊富な知見と経験に基づき、独立した客観的な立場から、広い視野に立って、当社の経営全般について監査・監督を行っています。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役であるユミ ホサカ クラーク氏、内藤陽子氏、川合純一氏及び浅田慎二氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額       |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 44,550 千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63,530 千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主に国際保証業務基準等に基づく内部統制の整備・運用状況に関わる保証業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針を定め、内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

### (内部統制システム整備に関する基本方針)

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、企業が継続・発展していくためには、全ての取締役・使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。
  - (a) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
  - (b) 業務執行を担う取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。
  - (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。
  - (d) 定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役迅速に報告する体制を構築します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク管理責任者の指示のもと、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。  
また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定められた事項及び「職務権限一覧」に該当事項として定められた事項については、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。  
日常の職務執行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確にして迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、子会社において、損失の危険の管理、取締役による効率的な職務執行、取締役及び使用人による法令及び定款に適合した職務執行、並びに取締役の職務執行状況の当社への報告が適切になされるよう、以下の取組みを行います。
- (a) 当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
  - (b) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において、事前に審議し、事後に報告を受けます。
  - (c) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行います。
  - (d) 監査等委員会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じ、子会社に対し、事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。
- f. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
当社は、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置します。
- g. 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する監査等委員会による指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないこととします。また、当社は、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査等委員会と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。
- h. 監査等委員会への報告に関する体制  
取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告します。  
当社は、監査等委員会に対して報告を行った取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。
- i. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。
  - (b) 監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社における「内部統制システム整備に関する基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

a. 取締役の職務執行

当社では原則として毎月1回、定例の取締役会を開催して法令及び定款をはじめ社内規程に定められた重要事項の決定を行い、また各取締役及び使用人による職務執行が法令及び定款をはじめ社内規程に適合するよう監督を行っております。具体的には、自由闊達な雰囲気の中、事業計画の進捗状況、プロダクト、投資等のテーマに関して幅広い意見交換や助言が行われるとともに、社内のコンプライアンス、リスク管理などの状況についても定期的に報告がされ、実効的な監督が行われております。

b. コンプライアンス及びリスク管理

当社では、コンプライアンス委員会を定期的に開催するとともに、コンプライアンス意識の維持・向上のため、役職員に対する定期的な研修として、例えば「法務・コンプライアンス研修」、「インサイダー取引防止研修」を実施すると共に、下請代金支払遅延等防止法や個人情報保護法といった重要テーマに関しても、その周知徹底を図っております。また、リスク管理委員会においては、当社グループ全体のリスク管理を行っており、定期的にリスクの調査、把握、評価及び改善活動、並びに対応状況の確認などを行うことで当社グループのリスク管理を適切に行いながら、リスクの最小化に努めております。

c. 内部監査の実施

内部監査については、内部監査人が内部監査計画に基づき当社グループにおける、法令遵守をはじめとしたコンプライアンス、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性の状況について監査を実施し、取締役会および監査等委員会に報告を行っております。

d. 監査等委員の職務執行

監査等委員会では、リスク認識についてのディスカッションを経て策定した監査計画に基づき監査を実施いたしました。監査等委員は、取締役会の他、リスク管理委員会などの重要な会議への出席や各取締役との意見交換、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった監査手続を通して、経営に対する監査等を行う他、内部監査人及び会計監査人との情報共有、連携を図り、監査を効果的かつ効率的に実施できるよう努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現段階では、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額               | 科 目             | 金 額                |
|-------------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| <b>(資産の部)</b>     |                   | <b>(負債の部)</b>   |                    |
| <b>流動資産</b>       | <b>39,620,378</b> | <b>流動負債</b>     | <b>13,662,202</b>  |
| 現金及び預金            | 34,939,902        | 未払金             | 2,036,549          |
| 売掛金               | 2,151,091         | 未払費用            | 2,362,651          |
| 前払費用              | 989,209           | 未払法人税等          | 187,323            |
| 関係会社短期貸付金         | 1,000,000         | 前受収益            | 8,687,176          |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 1,360,000         | 賞与引当金           | 203,479            |
| その他               | 526,419           | その他             | 185,022            |
| 貸倒引当金             | △1,346,244        | <b>固定負債</b>     | <b>1,680,716</b>   |
| <b>固定資産</b>       | <b>1,807,739</b>  | 資産除去債務          | 1,529,496          |
| <b>有形固定資産</b>     | <b>—</b>          | 株式報酬引当金         | 30,399             |
| 建物附属設備            | 110,573           | 関係会社事業損失引当金     | 39,637             |
| 減価償却累計額           | △110,573          | 長期未払金           | 10,000             |
| 建物附属設備 (純額)       | —                 | その他             | 71,182             |
| 工具、器具及び備品         | 274,301           | <b>負債合計</b>     | <b>15,342,919</b>  |
| 減価償却累計額           | △274,301          | <b>(純資産の部)</b>  |                    |
| 工具、器具及び備品 (純額)    | —                 | <b>株主資本</b>     | <b>25,733,715</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>1,807,739</b>  | <b>資本金</b>      | <b>25,640,623</b>  |
| 投資有価証券            | 529,937           | <b>資本剰余金</b>    | <b>41,546,661</b>  |
| 関係会社株式            | 188,196           | 資本準備金           | 33,588,832         |
| 敷金及び保証金           | 857,464           | その他資本剰余金        | 7,957,829          |
| 関係会社長期貸付金         | 77,200            | <b>利益剰余金</b>    | <b>△41,453,287</b> |
| その他               | 181,214           | その他利益剰余金        | △41,453,287        |
| 貸倒引当金             | △26,273           | 繰越利益剰余金         | △41,453,287        |
|                   |                   | <b>自己株式</b>     | <b>△281</b>        |
|                   |                   | <b>評価・換算差額等</b> | <b>130,470</b>     |
|                   |                   | その他有価証券評価差額金    | 105,385            |
|                   |                   | 繰延ヘッジ損益         | 25,085             |
|                   |                   | <b>新株予約権</b>    | <b>221,012</b>     |
|                   |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>26,085,198</b>  |
| <b>資産合計</b>       | <b>41,428,118</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>41,428,118</b>  |

## 損益計算書

(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目            | 金         | 額          |
|----------------|-----------|------------|
| 売上高            |           | 18,209,878 |
| 売上原価           |           | 2,990,012  |
| 売上総利益          |           | 15,219,865 |
| 販売費及び一般管理費     |           | 22,492,260 |
| 営業損失           |           | 7,272,394  |
| 営業外収益          |           |            |
| 受取利息           | 3,515     |            |
| 受取手数料          | 41,742    |            |
| 講演料等収入         | 844       |            |
| 債務消滅益          | 18,516    |            |
| その他            | 11,369    | 75,988     |
| 営業外費用          |           |            |
| 株式交付費          | 988       |            |
| 匿名組合投資損失       | 66        |            |
| 投資事業組合運用損      | 14,757    |            |
| 為替差損           | 7,235     |            |
| 譲渡制限付株式報酬償却損   | 31,865    |            |
| その他            | 290       | 55,203     |
| 経常損失           |           | 7,251,610  |
| 特別利益           |           |            |
| 新株予約権戻入益       | 219       |            |
| 抱合せ株式消滅差益      | 39,794    |            |
| 受取損害賠償金        | 8,243     | 48,257     |
| 特別損失           |           |            |
| 投資有価証券評価損      | 98,040    |            |
| 減損損失           | 2,325,813 |            |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 39,637    |            |
| 貸倒引当金繰入額       | 639,636   |            |
| 関係会社株式評価損      | 1,891,925 |            |
| その他            | 117,056   | 5,112,110  |
| 税引前当期純損失       |           | 12,315,463 |
| 法人税、住民税及び事業税   | 9,017     | 9,017      |
| 当期純損失          |           | 12,324,481 |

### 株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本    |            |           |            |                     |             |
|-----------------|------------|------------|-----------|------------|---------------------|-------------|
|                 | 資本金        | 資本剰余金      |           |            | 利益剰余金               |             |
|                 |            | 資本準備金      | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計    | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計     |
| 当期首残高           | 24,724,300 | 32,672,510 | 7,957,829 | 40,630,339 | △29,128,806         | △29,128,806 |
| 当期変動額           |            |            |           |            |                     |             |
| 新株の発行           | 747,951    | 747,951    |           | 747,951    |                     |             |
| 新株予約権の行使        | 168,370    | 168,370    |           | 168,370    |                     |             |
| 当期純損失           |            |            |           |            | △12,324,481         | △12,324,481 |
| 自己株式の取得         |            |            |           |            |                     |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 |            |            |           |            |                     |             |
| 当期変動額合計         | 916,322    | 916,322    |           | 916,322    | △12,324,481         | △12,324,481 |
| 当期末残高           | 25,640,623 | 33,588,832 | 7,957,829 | 41,546,661 | △41,453,287         | △41,453,287 |

|                 | 株主資本 |             | 評価・換算差額等     |         | 新株予約権   | 純資産合計       |
|-----------------|------|-------------|--------------|---------|---------|-------------|
|                 | 自己株式 | 株主資本合計      | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 |         |             |
| 当期首残高           | －    | 36,225,833  | 3,514        | －       | 277,161 | 36,506,510  |
| 当期変動額           |      |             |              |         |         |             |
| 新株の発行           |      | 1,495,903   |              |         |         | 1,495,903   |
| 新株予約権の行使        |      | 336,741     |              |         |         | 336,741     |
| 当期純損失           |      | △12,324,481 |              |         |         | △12,324,481 |
| 自己株式の取得         | △281 | △281        |              |         |         | △281        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 |      |             | 101,870      | 25,085  | △56,149 | 70,806      |
| 当期変動額合計         | △281 | △10,492,118 | 101,870      | 25,085  | △56,149 | △10,421,311 |
| 当期末残高           | △281 | 25,733,715  | 105,385      | 25,085  | 221,012 | 26,085,198  |



## 個別注記表

(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

###### 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### その他有価証券

###### 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

###### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ③デリバティブ

時価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |      |
|-----------|------|
| 建物附属設備    | 15年  |
| 工具、器具及び備品 | 4～8年 |

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

株式報酬引当金

役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業のプラットフォーム事業においては、主にクラウドを利用した会計ソフト等のサービスを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。

#### (8) ヘッジ会計の処理

##### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段……………為替予約

②ヘッジ対象……………外貨建予定取引

##### (3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

##### (4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動を相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

##### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

#### 3. 表示方法の変更

##### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### (1) 関係会社株式の評価

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 188,196千円

###### ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、主に連結子会社であるWhy株式会社の株式です。

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の評価は、超過収益力を反映した実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

##### (2) 固定資産の減損

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 2,325,813千円

###### ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産は、主に本社オフィスに係る建物附属設備等です。

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っており、プラットフォーム事業の単一事業であることから、全社を一つの単位としてグルーピングを行っております。有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

当事業年度末においては、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

また、翌事業年度に取得した固定資産については、資産計上したうえで減損損失を計上する可能性があります。

##### (3) 非上場株式の評価

###### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 4,196千円

###### ②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）(2) 非上場株式の評価の②識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 337,477千円 |
| 短期金銭債務 | 193,084千円 |

6. 損益計算書に関する注記

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費 6,306,129千円

(2) 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引高      |           |
| 営業収入       | 2,198千円   |
| 営業費用       | 222,358千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 48,001千円  |

(3) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損の主な内容は、実質価額が著しく低下し、かつ回復可能性が認められない関係会社株式の帳簿価額を、減額したことによる損失です。

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| フリーファイナンスラボ株式会社 | 205,017千円   |
| Why株式会社         | 1,076,845千円 |
| sweep株式会社       | 610,062千円   |

(4) 関係会社事業損失引当金繰入額

関係会社事業損失引当金繰入額は、関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を費用処理したことによるものです。

|           |          |
|-----------|----------|
| sweep株式会社 | 39,637千円 |
|-----------|----------|

(5) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、当社連結子会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| フリーピズ株式会社       | △7,621千円  |
| フリーファイナンスラボ株式会社 | 156,488千円 |
| フリーサイン株式会社      | 354,870千円 |
| sweep株式会社       | 135,898千円 |

(6) 抱合せ株式消滅差益

抱合せ株式消滅差益は、当社の連結子会社でありましたMikatus株式会社を吸収合併したことによるものであります。

Mikatus株式会社 39,794千円

(7) 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

①減損損失を認識した資産

| 種類        | 減損損失         |
|-----------|--------------|
| 建物附属設備    | 1,786,578 千円 |
| 工具、器具及び備品 | 502,213 千円   |
| のれん       | 20,000 千円    |
| 敷金及び保証金   | 16,321 千円    |
| 商標権       | 700 千円       |

②減損損失の認識に至った経緯

当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、のれん及びその他固定資産に対して、主要な資産の残存耐用年数を見積り期間とし、中長期経営戦略で想定している事業計画に基づく将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較した結果、有形固定資産及び無形固定資産を全額減損処理しております。

③資産のグルーピング方法

当社は、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとしております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 12,512株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、関係会社株式評価損及び減価償却費等であり、繰延税金負債の発生の原因は、為替予約及びその他有価証券評価差額金であります。

なお、繰延税金資産については、回収可能性を勘案した結果、全額を評価性引当額として計上していません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名          | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者<br>との関係   | 取引の内容            | 取引金額<br>(千円) | 科目                                | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------------|---------------------------|-----------------|------------------|--------------|-----------------------------------|--------------|
| 子会社 | フリーサイン<br>株式会社(注1)      | (所有)<br>直接70              | 役員の兼任<br>商品の販売等 | 事業資金の<br>貸付け(注2) | 1,200,000    | 1年内回収予<br>定の関係会社<br>長期貸付金<br>(注4) | 1,200,000    |
|     |                         |                           |                 | 事業資金の<br>貸付けの利息  | 3,348        | -                                 | -            |
|     |                         |                           |                 | 商品の販売<br>(注3)    | 41,742       | 受取手数料                             | 41,742       |
| 子会社 | フリー<br>ファイナンスラボ<br>株式会社 | (所有)<br>直接100             | 役員の兼任<br>経営管理   | 事業資金の<br>貸付け(注2) | 2,000,000    | 関係会社<br>短期貸付金<br>(注4)             | 1,000,000    |
| 子会社 | sweep<br>株式会社           | (所有)<br>直接100             | 経営管理            | 事業資金の<br>貸付け(注2) | 160,000      | 1年内回収予<br>定の関係会社<br>長期貸付金<br>(注4) | 160,000      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2022年8月20日付で株式会社サイトビジットはフリーサイン株式会社に商号変更いたしました。

(注2) 事業資金の貸付けについては、市場金利を勘案して両者の合意に基づき決定しております。

(注3) 商品の販売について、価格その他の取引条件は、当社との関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注4) 子会社への貸付金に対し、1,335,384千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において647,257千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容           | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|---------------------------|---------------|-----------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | 東後 澄人          | (被所有)<br>直接1.5            | 当社取締役         | 新株予約権の<br>行使(注) | 849          | -  | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当事業年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産   | 446円99銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 215円40銭 |

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

フリー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉山 正樹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 有吉 真哉  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フリー株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月25日

フリー株式会社 監査等委員会

常勤社外監査等委員内 藤 陽 子 ㊟

社外監査等委員 川 合 純 一 ㊟

社外監査等委員 浅 田 慎 二 ㊟

(注) 常勤監査等委員内藤陽子、監査等委員川合純一及び監査等委員浅田慎二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上